

令和 6 年第 4 回奥州市議会定例会付議事件

(令和 6 年11月29日)

- 議案第 1 号 すば一く胆沢条例の制定について
- 議案第 2 号 奥州市手数料条例の一部改正について
- 議案第 3 号 奥州市道路占用料徴収条例及び道路法等の適用を受けない公共用
財産の管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 4 号 奥州市営バス条例の一部改正について
- 議案第 5 号 奥州市男女共同参画推進条例の一部改正について
- 議案第 6 号 奥州市まちなか交流館条例の一部改正について
- 議案第 7 号 奥州市布設工事監督者を配置する水道の布設工事及び布設工事監
督者等の資格を定める条例の一部改正について
- 議案第 8 号 江刺体育文化会館条例の廃止について
- 議案第 9 号 奥州市位置指定道路適正管理奨励条例の廃止について
- 議案第10号 奥州市立岩谷堂放課後児童クラブの指定管理者の指定に関し議決
を求めることについて
- 議案第11号 奥州市立古城放課後児童クラブの指定管理者の指定に関し議決を
求めることについて
- 議案第12号 奥州市立水沢放課後児童クラブ等の指定管理者の指定に関し議決
を求めることについて
- 議案第13号 奥州市市営住宅の指定管理者の指定に関し議決を求めることにつ
いて
- 議案第14号 財産の処分に関し議決を求めることについて
- 議案第15号 財産の処分に関し議決を求めることについて
- 議案第16号 財産の処分に関し議決を求めることについて
- 議案第17号 令和 6 年度奥州市一般会計補正予算（第10号）

議案第18号 令和6年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第19号 令和6年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第20号 令和6年度奥州市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第21号 令和6年度奥州市下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第22号 令和6年度奥州市病院事業会計補正予算（第4号）

報告第1号 議会の議決を経た工事請負契約の変更に係る専決処分の報告について

報告第2号 議会の議決を経た工事請負契約の変更に係る専決処分の報告について

報告第3号 議会の議決を経た工事請負契約の変更に係る専決処分の報告について

報告第4号 議会の議決を経た工事請負契約の変更に係る専決処分の報告について

報告第5号 自動車リース契約の中途終了に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

議案第 1 号

すば一く胆沢条例の制定について

すば一く胆沢条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 11 月 29 日 提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

市民のスポーツ、余暇活動等を多様に行う機会を幅広く提供し、市民の福祉の向上に資するため、すば一く胆沢を設置しようとするものである。

すぱーく胆沢条例

(設置)

第1条 市民のスポーツ、余暇活動等を多様に行う機会を幅広く提供し、もって市民の福祉の向上に資するため、すぱーく胆沢を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
すぱーく胆沢	奥州市胆沢小山字高縁堰下29番地10

(施設の管理)

第3条 施設の管理は、奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成18年奥州市条例第91号）第5条の規定に基づき市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、これを行わせることができる。

(休館日)

第4条 施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(開館時間)

第5条 施設の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(使用の許可)

第6条 施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。

2 市長は、施設の管理上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 市長は、施設の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしてはならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理上適当でないと認めるとき。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、その効力を停止し、同条第2項の規定に基づく条件を変更し、又は行為の中止若しくは施設からの退去を命じることができる。

(1) この条例の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他の不正な手段により前条第1項の規定に基づく許可を受けたと

き。

(3) 前条第2項の規定に基づく条件に違反したとき。

(4) 施設の管理上必要があると認めるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(使用料)

第8条 使用者は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。

(利用料金)

第9条 市長は、施設の管理を第3条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者に施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により指定管理者が収受する利用料金は、別表に定める額の範囲内において指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 指定管理者が利用料金を収受する場合における前条の規定の適用については、同条中「別表に掲げる使用料」とあるのは、「指定管理者が定める利用料金」とする。

(使用料の減免)

第10条 市長（指定管理者が利用料金を収受する場合においては、指定管理者。次条において同じ。）は、必要があると認めるときは、規則で定めるところ（指定管理者が利用料金を収受する場合においては、第14条第3項の規定により定めた基準によるところ。次条において同じ。）により使用料（指定管理者が利用料金を収受する場合においては、利用料金。次条において同じ。）を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料の全部又は一部を還付することができる。

(原状回復)

第12条 使用者は、施設及び設備の使用が終わったとき、又はその使用を停止されたとき若しくはその使用の許可を取り消されたときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

(損害賠償等)

第13条 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、市長の指示するところにより、原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の業務)

第14条 施設の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。ただし、第

7号から第9号までに掲げる業務は、指定管理者が利用料金を収受する場合に限る。

- (1) 第4条ただし書の規定に基づき、休館日を変更すること。
- (2) 第5条ただし書の規定に基づき、開館時間を変更すること。
- (3) 第6条第1項の許可を行うこと。
- (4) 第6条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。
- (5) 第6条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。
- (6) 第7条の規定に基づき、第6条第1項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止若しくは施設からの退去を命じること。
- (7) 第9条第1項の規定に基づき、利用料金を収受すること。
- (8) 第10条の規定に基づき、利用料金を減額し、又は免除すること。
- (9) 第11条ただし書の規定に基づき、利用料金の全部又は一部を還付すること。
- (10) 第12条の規定に基づき、施設又は設備を原状に回復するよう指示すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理に関すること。

2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

3 指定管理者は、第1項第4号から第6号まで、第8号及び第9号の行為に関する基準を定めるときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第8条、第9条関係）

使用区分				基本使用料（1時間までごとに）		付加使用料（1時間までごとに）
				全面使用の場合	片面使用の場合	
屋内運動場	入場料を徴収し	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	300円	150円	照明設備を全面使用する場合は300円を、片面使用する場合は150円を徴収する。
			一般	600円	300円	

	ない場合	その他の催しに使用する場合		1,200円	600円
	入場料を徴収する場合等	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児 童 及 び生徒	600円	300円
			一般	1,200円	600円
		その他の催しに使用する場合	営 利 を 目 的 と し ない 場 合	1,800円	900円
			営 利 を 目 的 と す る 場 合	6,000円	3,000円
	談話室			児 童 及 び生徒	60円
一般				120円	
			暖房を使用するときは、基本使用料の額に2分の1を乗じて得た額を徴収する。		

備考

- 「入場料を徴収する場合等」とは、使用者が入場料を徴収する場合又は入場料は徴収しないが、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 準備、撤去等のため前日等に使用する場合の基本使用料は、この表に定める額（備考4の適用がある場合は、その適用後の額）の2分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。
- 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

議案第 2 号

奥州市手数料条例の一部改正について

奥州市手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年11月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、引用する条項を改めるため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市手数料条例の一部を改正する条例

奥州市手数料条例（平成18年奥州市条例第96号）の一部を次のように改正する

- 。別表第1の8の項及び9の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改める

。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

奥州市道路占用料徴収条例及び道路法等の適用を受けない公共用財産の
管理に関する条例の一部改正について

奥州市道路占用料徴収条例及び道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に
関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年11月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

県の管理する道路の占用料の額の改定に伴い、これに準じて市の管理する道路の
占用料の額を改めるため、関係条例を一部改正しようとするものである。

奥州市道路占用料徴収条例及び道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部を改正する条例

(奥州市道路占用料徴収条例の一部改正)

第1条 奥州市道路占用料徴収条例（平成18年奥州市条例第268号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		単位	占用料
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき1年 当たり	550円
	第2種電柱		850円
	第3種電柱		1,100円
	第1種電話柱		490円
	第2種電話柱		790円
	第3種電話柱		1,100円
	その他の柱類		49円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル につき1年当 たり	5円
	地下に設ける電線その他の線類		3円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年 当たり	480円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方 メートルにつき 1年当たり	300円
	変圧塔その他これに類する もの及び公衆電話所	1個につき1年 当たり	990円
	郵便差出箱及び信書便差出 箱		410円
	広告塔	表示面積1平方 メートルにつき 1年当たり	770円
	その他のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年当たり	990円
法第32条 第1項第 2号に掲	外径が0.07メートル未満の もの	長さ1メートル につき1年当 たり	21円
	外径が0.07メートル以上		30円

掲げる物件	0.1メートル未満のもの			
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			44円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			59円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			89円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			120円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			210円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			300円
	外径が1メートル以上のもの			590円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年当たり	990円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			380円
	地下に設ける通路			230円
	その他のもの			990円
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日当たり
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月当たり	77円	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月当たり	77円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき	770円

政令」という。)第7条第1号に掲げる物件			1年当たり		
	標識		1本につき1年当たり	790円	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日当たり	8円	
		その他のもの	1本につき1月当たり	77円	
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日当たり	8円	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月当たり	77円	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月当たり	770円	
		その他のもの		380円	
	政令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年当たり	990円
	政令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月当たり	77円	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				99円	
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年当たり	Aに0.014を乗じて得た額	
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額	
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設け	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額	

	るもの	もの	乗じて得た額
	その他のもの		A に 0.025 を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		A に 0.019 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0.014 を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		A に 0.019 を乗じて得た額
	上空に設けるもの		A に 0.022 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0.031 を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具			A に 0.025 を乗じて得た額

(道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部改正)

第2条 道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例（平成18年奥州市条例第269号）の一部を次のように改正する。

別表のうち1 占用料の表を次のように改める。

1 占用料

種別		単位	金額
柱類	第1種電柱	1本につき1年 当たり	550円
	第2種電柱		850円
	第3種電柱		1,100円
	第1種電話柱		490円
	第2種電話柱		790円
	第3種電話柱		1,100円
	その他の柱類		49円
線類	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル につき1年当 たり	5円
	地下電線その他地下に設ける線類		3円
変圧器	路上に設ける変圧器	1個につき1年 当たり	480円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方 メートルにつき 1年当たり	300円

変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所			1 個につき 1 年 当たり	990円
郵便差出箱及び信書便差出箱				410円
広告塔			表示面積 1 平方メートルにつき 1 年当たり	770円
その他のもの			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年当たり	990円
管類	外径が0.07メートル未満のもの		長さ 1 メートル につき 1 年当 たり	21円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			30円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			44円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			59円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			89円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			120円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			210円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			300円
	外径が1メートル以上のもの			590円
鉄道、軌道その他これらに類する施設及び歩廊、雪よけその他これらに類する施設			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年当たり	990円
地下街、地下室、通路その他これらに類する施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		A に 0.004 を乗じて得た額
		階数が2のもの		A に 0.006 を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		A に 0.007 を乗じて得た額
	上空に設ける通路			380円

	地下に設ける通路			230円
	その他のもの			990円
露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 日当たり	8 円
	その他のもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月当たり	77円
看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月当たり	77円
		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年当たり	770円
	標識		1 本につき 1 年当たり	790円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日当たり	8 円
		その他のもの	1 本につき 1 月当たり	77円
	幕（工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 日当たり	8 円
		その他のもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 月当たり	77円
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月当たり	770円
		その他のもの		380円
	太陽光発電設備及び風力発電設備			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年当たり
津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設				A に 0.031 を乗じて得た額
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用			占用面積 1 平方	77円

施設		メートルにつき 1 月当たり	
土石、竹木、瓦その他の工事用材料			
防火地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第 8 条第 1 項第 5 号に規定する防火地域をいう。以下同じ。）内に存する建築物（以下「既存建築物」という。）を除去して、当該防火地域内にこれに代わる建築物として耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）を建築する場合（既存建築物が防火地域と防火地域でない地域にわたって存する場合において、当該既存建築物を除去して、当該既存建築物の敷地（その近接地を含む。）又は当該防火地域内に、これに代わる建築物として耐火建築物を建築するときを含む。）において、当該耐火建築物の工事期間中当該既存建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物			99円
都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第 2 条第 6 号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設			
トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、自転車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設	建築物	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年当たり	A に 0.019 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0.014 を乗じて得た額
建築基準法第85条第 1 項に規定する区域内に存する道路（車両又は	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける		

歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除く。)の区域内の土地に設ける同項第1号に該当する応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの	もの	
	上空に設けるもの	A に 0.022 を乗じて得た額
	その他のもの	A に 0.031 を乗じて得た額
道路の区域内の地面に設ける自転車（側車付きのものを除く。以下同じ。）、原動機付自転車（側車付きのものを除く。）又は道路運送車両法第3条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの（いずれも側車付きのものを除く。）を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具		A に 0.025 を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料から適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

議案第4号

奥州市営バス条例の一部改正について

奥州市営バス条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年11月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

奥州市地域公共交通計画に基づき、片道普通使用料の割引の対象を拡大することにより、市営バスの利用の促進を図るため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市営バス条例の一部を改正する条例

奥州市営バス条例（平成18年奥州市条例第326号）の一部を次のように改正する。

第5条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第6条を次のように改める。

（乗車券の種類）

第6条 定期使用料に係る乗車券の種類は、次のとおりとする。

- (1) 通勤定期券
- (2) 通学定期券
- (3) 通学片道定期券
- (4) 買物定期券
- (5) 持参人式定期券
- (6) 乗継定期券
 - ア 通勤乗継定期券
 - イ 通学乗継定期券
 - ウ 通学片道乗継定期券
 - エ 買物乗継定期券
 - オ 持参人式乗継定期券

第7条第3項を削り、同条第4項中「第4条第2項及び前条」を「第1項」に、「次条第3号」を「次条第2号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「次条第3号」を「次条第2号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「次条第3号」を「次条第2号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「次条第3号」を「次条第2号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項を同条第7項とし、同条第9項中「、回数使用料」を削り、同項を同条第8項とし、同条第10項を同条第9項とする。

第8条第1号アからウまでの規定中「前条」を「前条第1項」に改め、同号に次のように加える。

エ 市内に住所を有する満75歳以上の者 前条第1項の規定によって得た額の5割引

第8条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

附 則

この条例は、令和7年2月1日から施行する。

議案第 5 号

奥州市男女共同参画推進条例の一部改正について

奥州市男女共同参画推進条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年11月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の施行及び性の多様性が問われている近年の社会情勢の変化に鑑み、市の男女共同参画の基本理念において性の多様性を尊重する社会づくりを推進するため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例

奥州市男女共同参画推進条例（平成19年奥州市条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奥州市男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくり推進条例

前文中「存在する。」の次に「また、男女の性別等にかかわらず、性の多様性を尊重し合い、全ての人がともに生きていける社会の実現が求められている。」を加え、「男女が性別」を「誰もが性別等」に改め、「男女共同参画」の次に「及び性の多様性を尊重する社会づくり」を加え、「男女の人権が十分尊重され」を「全ての人の人権が十分尊重され、性別等にかかわらずその多様性を認め合い」に改める。

第1条中「男女共同参画の推進に関し」を「男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりの推進（以下「男女共同参画の推進」という。）に関し」に、「男女共同参画を」を「男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりを」に改める。

第2条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 性別等 生物学的な性別、性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。以下同じ。）、ジェンダーアイデンティティ（自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。以下同じ。）等をいう。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 誰もが、個人としてその人権が尊重されること、性別等による差別を受けないこと及び個人として能力を発揮する機会が確保されること。

第3条第2号中「男女の」を「全ての人の」に、「男女が性別」を「誰もが性別等」に改め、同条第3号、第4号及び第6号中「男女が」を「誰もが」に改める。

第6条中「雇用する男女」を「雇用する者」に改める。

第7条の見出し及び同条中「性別」を「性別等」に改め、同条に次の2項を加える。

2 何人も、性的指向又はジェンダーアイデンティティの公表を本人に対し強制してはならない。

3 何人も、本人の意に反して性的指向又はジェンダーアイデンティティを公表してはならない。

第8条中「性別」を「性別等」に、「前条」を「前条各項」に改める。

第16条中「男女」を「者」に改める。

第18条中「第7条」を「第7条各項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

奥州市まちなか交流館条例の一部改正について

奥州市まちなか交流館条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年11月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

奥州市まちなか交流館の施設に屋外イベントスペースを追加するとともに、開館時間を見直すことにより、当該施設の利便性の向上を図り、もって中心市街地の活性化及び市民交流に寄与するため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市まちなか交流館条例の一部を改正する条例

奥州市まちなか交流館条例（平成23年奥州市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条中「午前10時から午後9時まで」を「午前9時から午後8時まで」に改める。

第10条を次のように改める。

（使用料の減免）

第10条 市長（指定管理者が利用料金を収受する場合には、指定管理者。次条において同じ。）は、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料（指定管理者が利用料金を収受する場合は、利用料金。次条において同じ。）を減額し、又は免除することができる。

第14条第2項を次のように改める。

2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

第14条に次の1項を加える。

3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までの行為に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第8条、第9条関係）

使用区分	基本使用料	付加使用料		
		冷房	暖房	電源
第1会議室	200円	100円	100円	100円
第2会議室	200円	100円	100円	100円
イベントスペース	1,000円			100円
屋外イベントスペース	1区画（10平方メートル）につき 100円			100円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に使用される奥州市まちなか交流館の使用料について適用し、同日前までに使用される奥州市まちなか交流館の使用料については、なお従前の例による。

議案第 7 号

奥州市布設工事監督者を配置する水道の布設工事及び布設工事監督者等の資格を定める条例の一部改正について

奥州市布設工事監督者を配置する水道の布設工事及び布設工事監督者等の資格を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年11月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

水道法施行令の一部改正により布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が改められたことに伴い、これを参酌して市が定める資格要件を改めるため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市布設工事監督者を配置する水道の布設工事及び布設工事監督者等の資格を定める条例の一部を改正する条例

奥州市布設工事監督者を配置する水道の布設工事及び布設工事監督者等の資格を定める条例（平成24年奥州市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（布設工事監督者の資格）

第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後。同号において同じ。）、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

- (7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (8) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては2年以上、第2号の卒業者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第4条第1項各号列記以外の部分中「資格」を「水道技術管理者が有すべき資格」に改め、同項第1号から第5号までを次のように改める。

- (1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（

専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）、同項第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については7年以上、同項第5号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第1項に次の2号を加える。

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

第4条第2項を次のように改める。

- 2 1日最大給水量が1万立方メートル以下である専用水道については、前項第1号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第7号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 8 号

江刺体育文化会館条例の廃止について

江刺体育文化会館条例を別紙のとおり廃止するものとする。

令和 6 年11月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

市民の心身の健全な発達と文化の向上に資するため設置された江刺体育文化会館は、これと類似の目的を持つ市内の施設に集約するため将来的に廃止する計画としていたが、施設の経年劣化が著しく、市民の利用に供するための十分な機能の維持が困難であることから、当該施設を廃止しようとするものである。

江刺体育文化会館条例を廃止する条例

江刺体育文化会館条例（平成18年奥州市条例第129号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 9 号

奥州市位置指定道路適正管理奨励条例の廃止について

奥州市位置指定道路適正管理奨励条例を別紙のとおり廃止するものとする。

令和 6 年 11 月 29 日 提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

固定資産税の評価替えによる現況地目認定の基準の見直しに伴い、本制度による奨励措置の対象となる位置指定道路がなくなったことから、本件条例を廃止しようとするものである。

奥州市位置指定道路適正管理奨励条例を廃止する条例

奥州市位置指定道路適正管理奨励条例（平成25年奥州市条例第7号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

議案第10号

奥州市立岩谷堂放課後児童クラブの指定管理者の指定に関し議決を求める
ことについて

奥州市立岩谷堂放課後児童クラブの指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
奥州市立岩谷堂放課後児童クラブ
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地 御茶ノ水ソラシティ
団 体 名 株式会社ニチイ学館
代表者名 代表取締役 森 信介
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

奥州市立岩谷堂放課後児童クラブの指定管理者を指定しようとするものである。

議案第11号

奥州市立古城放課後児童クラブの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

奥州市立古城放課後児童クラブの指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
奥州市立古城放課後児童クラブ
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市水沢南町5番12号
団 体 名 社会福祉法人奥州市社会福祉協議会
代表者名 会長 田面木 茂樹
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

奥州市立古城放課後児童クラブの指定管理者を指定しようとするものである。

議案第12号

奥州市立水沢放課後児童クラブ等の指定管理者の指定に関し議決を求める
ことについて

奥州市立水沢放課後児童クラブ等の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

- (1) 奥州市立水沢放課後児童クラブ
- (2) 奥州市立みなみ放課後児童クラブ
- (3) 奥州市立ときわ放課後児童クラブ
- (4) 奥州市立佐倉河放課後児童クラブ
- (5) 奥州市立真城放課後児童クラブ
- (6) 奥州市立姉体放課後児童クラブ
- (7) 奥州市立羽田放課後児童クラブ
- (8) 奥州市立黒石放課後児童クラブ
- (9) 奥州市立江刺愛宕放課後児童クラブ
- (10) 奥州市立胆沢笹森放課後児童クラブ
- (11) 奥州市立南都田放課後児童クラブ

2 指定管理者となる団体の名称

住 所 岩手県奥州市水沢南町5番12号
団 体 名 社会福祉法人奥州市社会福祉協議会
代表者名 会長 田面木 茂樹

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

奥州市立水沢放課後児童クラブ等の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第13号

奥州市市営住宅の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

奥州市市営住宅の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
奥州市市営住宅
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県盛岡市南大通二丁目8番1号
団 体 名 株式会社寿広
代表者名 代表取締役 太野 真一
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

奥州市市営住宅の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第14号

財産の処分に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を処分するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年奥州市条例第52号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 処分する目的

令和4年度に実施した新工業団地「江刺フロンティアパークⅡ」分譲公募プロポーザルにおいて、同団地の区画2-①、2-②及び2-③について優先交渉権者として選定された相手方の経営する事業の用に供するため。

2 処分する財産

財産の所在地	種別	地目	面積	処分予定価格
奥州市江刺岩谷堂字袖山11番117	土地	宅地	8,647.86㎡	115,448,000円
奥州市江刺岩谷堂字袖山11番92	土地	宅地	6,653.00㎡	90,613,000円
奥州市江刺岩谷堂字袖山11番93	土地	宅地	6,768.44㎡	91,306,000円

3 処分の方法

売払い

4 処分の相手方

住所 東京都港区赤坂五丁目3番1号

氏名 東京エレクトロン株式会社

代表取締役社長 河合 利樹

令和6年11月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

相手方の経営する事業の用に供するため、本市が所有する江刺フロンティアパークⅡの工業用地を処分しようとするものである。

議案第15号

財産の処分に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を処分するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年奥州市条例第52号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 処分する目的

令和4年度に実施した新工業団地「江刺フロンティアパークⅡ」分譲公募プロポーザルにおいて、同団地の区画2-⑥について優先交渉権者として選定された相手方の経営する事業の用に供するため。

2 処分する財産

財産の所在地	種別	地目	面積	処分予定価格
奥州市江刺岩谷堂字袖山11番96	土地	宅地	16,388.03㎡	221,074,000円

3 処分の方法

売払い

4 処分の相手方

住所 東京都世田谷区三軒茶屋二丁目11番22号

氏名 内外テック株式会社

代表取締役社長 岩井田 克郎

令和6年11月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

相手方の経営する事業の用に供するため、本市が所有する江刺フロンティアパークⅡの工業用地を処分しようとするものである。

議案第16号

財産の処分に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を処分するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年奥州市条例第52号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 処分する目的

令和4年度に実施した新工業団地「江刺フロンティアパークⅡ」分譲公募プロポーザルにおいて、同団地の区画3-④及び3-⑤について優先交渉権者として選定された相手方の経営する事業の用に供するため。

2 処分する財産

財産の所在地	種別	地目	面積	処分予定価格
奥州市江刺岩谷堂字袖山11番98	土地	宅地	7,912.83㎡	105,636,000円
奥州市江刺岩谷堂字袖山11番108	土地	宅地	2,021.90㎡	26,992,000円
奥州市江刺岩谷堂字袖山11番97	土地	宅地	6,182.47㎡	80,866,000円

3 処分の方法

売払い

4 処分の相手方

住所 山梨県北杜市須玉町穴平1100番地

氏名 株式会社ミラプロ

代表取締役社長 津金 洋之

令和6年11月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

相手方の経営する事業の用に供するため、本市が所有する江刺フロンティアパークⅡの工業用地を処分しようとするものである。

議案第17号

令和6年度奥州市一般会計補正予算（第10号）

令和6年度奥州市一般会計補正予算（第10号）を別冊のとおり定める。

令和6年11月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第18号

令和6年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和6年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和6年11月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第19号

令和6年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和6年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定める。

令和6年11月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第20号

令和6年度奥州市水道事業会計補正予算（第1号）

令和6年度奥州市水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和6年11月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第21号

令和6年度奥州市下水道事業会計補正予算（第1号）

令和6年度奥州市下水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和6年11月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第22号

令和6年度奥州市病院事業会計補正予算（第4号）

令和6年度奥州市病院事業会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定める。

令和6年11月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

報告第1号

議会の議決を経た工事請負契約の変更に係る専決処分の報告について

議会の議決を経た工事請負契約の変更にについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

専決第15号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年9月3日に第4回の変更契約の専決処分をし、同月27日に議会に報告をした江刺新工業団地造成工事（1工区）の請負契約の締結に関し、その一部を次のとおり変更する。

1 工事名

江刺新工業団地造成工事（1工区）

2 請負者

住所 岩手県奥州市前沢字三日町新裏110番地

氏名 丸協建設（株）・EC南部コーポレーション（株）・佐野建設（株）

特定市営建設工事共同企業体

構成員（代表者）

丸協建設株式会社

代表取締役 三浦 國彦

構成員

EC南部コーポレーション株式会社

代表取締役 菅原 正聡

構成員

佐野建設株式会社

代表取締役 松坂 弘光

3 変更の内容

項 目	変更前	変更後
契約金額	984,056,700円	991,928,300円

令和6年10月28日

奥州市長 倉 成 淳

報告第 2 号

議会の議決を経た工事請負契約の変更に係る専決処分の報告について

議会の議決を経た工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

専決第16号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年9月27日に第4回の変更契約の締結に係る議会の議決を経た江刺新工業団地造成工事（2工区）の請負契約の締結に関し、その一部を次のとおり変更する。

1 工事名

江刺新工業団地造成工事（2工区）

2 請負者

住所 岩手県奥州市胆沢小山字道場136番地

氏名 進栄・栗原・丸谷特定共同企業体

構成員（代表者）

進栄建設株式会社

代表取締役 佐藤 和也

構成員

栗原建設株式会社

代表取締役 千葉 裕之

構成員

丸谷興務店株式会社

代表取締役社長 佐藤 毅

3 変更の内容

項 目	変更前	変更後
契約金額	1,063,734,100円	1,072,883,900円

令和6年10月28日

奥州市長 倉 成 淳

報告第3号

議会の議決を経た工事請負契約の変更に係る専決処分の報告について

議会の議決を経た工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

専決第17号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年1月25日に議会の議決を経た市道南八日市新地野線融雪設備新設工事の請負契約の締結に関し、その一部を次のとおり変更する。

1 工事名

市道南八日市新地野線融雪設備新設工事

2 請負者

住所 岩手県奥州市水沢字吉小路3番地

氏名 （株）東北電材・（株）金澤電気工業所特定市営建設工事共同企業体
構成員（代表者）

株式会社東北電材

代表取締役 金澤 英治

構成員

株式会社金澤電気工業所

取締役社長 金澤 英治

3 変更の内容

項 目	変更前	変更後
契約金額	185,900,000円	193,382,200円

令和6年11月14日

奥州市長 倉 成 淳

報告第4号

議会の議決を経た工事請負契約の変更に係る専決処分の報告について

議会の議決を経た工事請負契約の変更にについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

専決第19号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年9月27日に第4回の変更契約の締結に係る議会の議決を経た江刺新工業団地造成工事（3工区）の請負契約の締結に関し、その一部を次のとおり変更する。

1 工事名

江刺新工業団地造成工事（3工区）

2 請負者

住所 岩手県奥州市水沢花園町一丁目1番7号

氏名 高惣建設（株）・工藤建設（株）・岩手ニチレキ（株）特定市営建設
工事共同企業体

構成員（代表者）

高惣建設株式会社

代表取締役社長 高橋 健二

構成員

工藤建設株式会社

代表取締役社長 蜂谷 剛司

構成員

岩手ニチレキ株式会社

代表取締役 沼倉 修市

3 変更の内容

項 目	変更前	変更後
契約金額	1,018,834,300円	1,028,113,900円

令和6年11月18日

奥州市長 倉 成 淳

報告第5号

自動車リース契約の中途終了に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告
について

自動車リース契約の中途終了に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

専決第18号

専 決 処 分 書

自動車リース契約の中途終了に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

1 損害賠償及び和解の相手方

住所 岩手県盛岡市名須川町9番5号

氏名 株式会社トヨタレンタリース岩手 代表取締役 元持 雅行

2 損害賠償の額

114,270円

3 損害賠償の原因

令和6年10月2日午後1時30分頃、農林部農地林務課の職員が中山間地域等直接支払事業の現地確認業務において、奥州市水沢羽田町地内の河川管理用通路に公用車を停車させた際に操作を誤り、隣接する小田代川に当該車両が落下し、これを損傷させたことから、相手方から当該車両のリース契約を途中で終了することとされたことによる。

令和6年11月15日

奥州市長 倉 成 淳